発行者 NPO 消費者ネットおかやま



にゆーすレター



〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階 TEL:086-230-1316 FAX:086-230-1317

Eメール: shounet@okayama.coop ホームページ: http://okayama-con.net

新年のご挨拶

消費者ネットおかやま 理事長 河田 英正



新年あけましておめでとうございます。



昨年 12 月 4 日集団的消費者被害回復のための新たな訴訟制度の導入を内容とする 法律案が国会で可決成立しました。長年にわたり消費者や消費者団体が待ち望んでい たものであり、画期的なこととして評価できます。

岡山県では、消費者教育推進法に基づき閣議決定された基本方針を踏ま、消費者教育推進計画の策定が行なわれています。国、市町村や各種団体等と連携を図りながら、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進していくことを目的としたもので、消費者被害があとを絶たない中、その具体化が期待されます。その重点目標の一つには、適格消費者団体の設立にむけた活動等の支援が明記されるなど、設立とともに、その役

割の発揮が求められています。

消費者ネットおかやまにとってこの 1 年間が大切な年となります。新たなステージの実現にむけ、さらに活動を強めていくために、会員のみなさまには引き続きのご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、みなさまのご健康とご多忙をお祈りいたします。

消費者契約における不当条項の検討委員会開催



消費者ネットおかやまでは、弁護士・司法書士・消費生活相談員などのメンバーで事例検討委員会を設置して、事業者の定める違約金や解約手続などに関する不当な条項について、その是正を求める申し入れを行っていくための検討会を、2013 年 10 月から毎月 1回のペースで開催しています。

現在は、契約で葬儀サービス等の費用を予め積立てる、いわゆる冠婚葬祭 互助会に関して、消費者が互助会の利用契約を解約する場合に、互助会が積

立金から差し引くとしている違約金の金額が高すぎるのではないか、という事例や、治療費を一括で前払いする方法でがんの免疫療法を行っているクリニックが、治療が途中で終了した場合に、前払いされた治療費を一切返還しないとしている契約条項は不当なのではないか、という事例の検討を行っています。

今後も、違約金や解約手続に関する不当な条項を中心に積極的に検討を行って申し入れにつなげ、消費者に不利な契約条項が改善されるよう頑張っていきたいと考えていますので、皆様も、この事業者の契約条項は不当なのではないか、という場面に遭遇されましたら、ぜひとも当ネットまで情報をお寄せいただければと思います。

「消費者被害にあわないために」啓発講座を開催しました

2013年11月9日(土)岡山県立図書館2階多目的ホールにて、「消費者被害にあわないために」啓発講座を開催しました。消費者ネットおかやまが主催し岡山県との共催、岡山市の後援により実施し、32名の参加となりました。

消費者ネットおかやま理事赤澤佳世子さんが司会を行い、事務局長河端 武史弁護士から、ツイッターでの写真公開や不適切な画像のやり取りにつ いてふれ、ネット・ケイタイの落とし穴、トラブルの対策を学ぶことが必 要であることの開会あいさつを行いました。



岡山県消費生活センター 水野所長

高齢者の相談が増加。放送コンテンツの相談が多く、上期で700件となっている。検索で間違えアダルトサイトにつながり6.8万の請求やプロバイダーの勧誘で遠隔操作にて設定され、解約しようとしたら1年間はできないと言われた事例など9月だけて21件が遠隔操作の相談となっていることについて説明されました。



「今どきのネット・ケイタイに潜む落とし穴」 講師 EC ネットワーク 原田由里さん



スマートホンは、サービスをアプリとして利用する仕組み。ダウンロードすれば情報や機能を使えるようになるが、個人情報を渡してしまう危険がある。ワンクリック詐欺や出会い系サイトに起因する犯罪を例にあげ、絶対してはいけないこととして、不特定多数に公開しないことや適切な設定をすることを話されました。また、個人情報がわかる例としてブログで写真をのせると位置情報などで住所がわかること、フェイスブックやツイッターでの写真も特定する人がいる。ネット上は永遠に出続ける問題点について説明されました。コミュニティサイトの悪用として、前田敦子のマネジャーを語り116億の被害が発生。さくらサイトで占いサイトに誘導され「除霊をしないといけない」などの被害事例を説明された。

また、外資系では事前の広告審査がないため、悪質なサイトが数日間でるので注意が必要であること、 電話番号が書いていないところ、振込口座が個人名だと危ないなどの注意点を話されました。

ゲーム利用は、人より勝ちたいという意識から有料を利用し高額になる。「未成年者取り消し」できるものもある。また制限の設定を行うことの注意がされました。まとめとして、①自分の大切な情報は、知らない人に絶対教えない。②怪しいサイトにはちかづかない ③アプリ ダウンロードと利用は自己責任であり、親の適切な設定と家庭でのルールを決めることを上げられました。参加した方からもスマートホンのこと、様々なトラブル事例や対策、注意点について、よく分かったとの声が寄せられ、参加者にとっては貴重な講演と報告になりました。



寄せられた声

- ・スマートホンのことがよく分かりました。気を付けなければならないことをしっかりと話していただいて ありがたかったです。若い人たちに今回のお話を是非ともきいて欲しい。
- ・子ども(中 2、小 5)も連れてきて、一緒に聞きたかった。小中学生、高校生、その保護者への消費者教育が 必要と感じた。また、聞きたいと思える講演でした。
- ・大学生 知らないことも多々あり、非常に勉強になりました。学生の間にもぜひ広めて、より周知できたらいいなと思いました。
- ・原田さんのお話はもちろん県センター所長のお話も良かったです。

12月4日 集団的消費者被害回復訴訟制度が可決成立しました。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」は、12月3日参議院 消費者問題に関する特別委員会が開催され、審議後採決され、全会一致で可決し、12月4日参議院本会議にて可決成立いたしました。

消費者ネットおかやまとして岡山県議会に提出していた、被害回復のための新たな訴訟制度の実現を求める陳情について、継続審査となっていましたが、法案成立によって必要がなくなった事から取り下げを行いました。岡山県では、残念ながら陳情の採択がされずに、さきに法案成立となりました。

消費者団体訴訟制度の対象が食品表示法にも拡大されます。

消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的として、平成12年4月制定、平成13年4月に施行されました。

また、平成 18年の法改正により消費者団体訴訟制度が導入され、平成 19年6月より運用されており、平成 20年の法改正では、消費者団体訴訟制度の対象が景品表示法と特定商取引法に拡大され、平成 25年の法改正により、食品表示法にも拡大されます(未施行)。

第 16 回 消費者被害なんでも相談会を開催しました。

第16回となる消費者被害なんでも相談会を12月7日(土)きらめきプラザ7階で開催しました。

当日直接会場に来られたのは、12名となり、弁護士3名、司法書士2名、建築士1名が相談への対応を行いました。相談内容は、コンビニとの借地契約、過去の購入代金の請求、過払金、借金の時効、冠婚葬祭互助会の解約手数料、フランチャイズ会社からのペナルティの請求、講座のパンフレットとの違い、駐車場の契約、クリーニングでのトラブル、クーリングオフと裁判、マンションのリフォ



ーム契約、電話勧誘によるコンテナ購入、事業組合への投資 などとなっています。詐欺の可能性や、 引き続き情報収集の必要なもの等があり、取扱いを検討していきます。

研修案内 適格消費者団体に学ぶ

テーマ「申入れ活動及び差止訴訟の取り組みと課題」

消費者支援機構関西で、情報収集や企業・団体に対する申入れ活動の具体的な取り組み、差止め訴訟 にいたる経過などこれまでの取り組み内容についてご報告頂き、この間の取り組みを踏まえて今後の課 題として考えられていることなど講演して頂きます。

日時 1月17日(金) 17時30分~ 参加費 無料

会場 ピュアリティまきび 2階 サファイア

講師 消費者支援機構関西 検討委員長 五條 操 弁護士

重点取扱分野:借地・借家 詐欺商法・マルチ商法・過量販売等 サラ金,多重債務(債務整理・個人破産・個 人再生を含む) 債権保全・債権回収 法人倒産(会社破産・会社更生・民事再生を含む)

参加受付 1月15日(水)までにご連絡下さい。 電話086-230-1316

消費生活サポーター講座好評開催中

4月から12月の8か月間に18会場で講座が開催され、825名の参加者が 消費生活サポーター宣言をしました。



岡山県の消費生活相談員さんが、消費生活サポートBOOKや消費生活手帳、DVDなどを使って、最近の消費者被害の実例やその被害防止のための対策、地域や家庭で被害に遭いやすい方への見守り活動などについて、分かりやすくお話しされるこの講座は毎回参加者のみなさんから「参加して良かった。」との感想を頂いています。今年度の講座は3月までにあと3会場を予定していますので、お近くで開催される講座がありましたら皆さんぜひご参加下さい。講座の開催につきましては、消費者ネットおかやままでお問い合わせ下さい。

消費者被害の未然防のために!消費者の自立支援のために!

消費者ネットおかやまの会員を募集しています

●会員状況 (12月31日 現在)

個人正会員 77人 / 個人賛助会員 7人 / 団体正会員 14団体

当会では、個人正会員100人以上を目指して会員募集中です。適格消費者団体として認定されるための条件の1つは、三桁の会員が必要です。ぜひまわりの方たちに声掛けをお願い致します。

●会費

当会の運営は、会費と寄付によって賄われています。(1口以上をお願いしています。)

正会員	個	人	1 🗆	3,000円	Image: Control of the	体	1 🗆	10,000円
賛助会員	個	人	1 🗆	1,000円	口	体	1 🗆	10,000円

●会員特典

会員には、機関紙「にゅーすレター」や他の適格消費者団体の発行物をお届けしたり、消費者 行政の動向や講演会・シンポジウム等の情報を提供しています。

消費者被害に関する情報提供をお願いいたします

現在消費者ネットやおかやまでは、検討委員会を開催し、消費者の利益を不当に害することとなる条項や消費者が誤認してしまう表示やパンフレットなどの分析を行い、必要に応じて申入に結びつけていきます。おかしいと思ったこと、消費者被害に関する情報をお寄せください。